

## 【資料】

### たんの吸引等にかかる事業者の登録について

○喀痰吸引等の提供を行う場合、事業所ごとに、次の（１）（２）それぞれに県への登録が必要です。

- （１）**介護職員**（認定特定行為業務従事者認定証を持つ者）に喀痰吸引等を行わせる場合  
⇒「登録特定行為事業者」の登録
- （２）**介護福祉士**（喀痰吸引等が付記された介護福祉士登録証を持つ者）に喀痰吸引等を行わせる場合 ⇒「登録喀痰吸引等事業者」の登録

#### 1 登録に必要な書類

	様式番号	登録特定行為事業者（法附則第20条）	登録喀痰吸引等事業者（法第48条の3）
①	1-1	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書
②	-	定款または寄附行為（申請者が法人である場合）	定款または寄附行為（申請者が法人である場合）
③	-	登記事項証明書（申請者が法人である場合）	登記事項証明書（申請者が法人である場合）
④	-	住民票（申請者が個人である場合）	住民票（申請者が個人である場合）
⑤	1-2	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿
⑥	-	（1-2）名簿に記載した者の資格者証の写し	（1-2）名簿に記載した者の資格者証の写し
⑦	1-3	誓約書（法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書）	誓約書（法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書）
⑧	1-4	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類
⑨	-	喀痰吸引等業務方法書	喀痰吸引等業務方法書
⑩	-	〈法第48条の5で定める要件が規定されているもの〉	〈法第48条の5で定める要件が規定されているもの〉
⑪	-	上記方法書に定めてある様式等	上記方法書に定めてある様式等
⑫	-		実地研修実施方法書
⑬	-		講師（指導看護師等）の資格免許証の写し
⑭	-		指導者研修の修了証の写し
⑮	-		実地研修修了証（ひな型）

#### 2 「登録喀痰吸引等事業者」について

- ・介護福祉士に対する実地研修の実施にあたって、事前に登録すること。
- ・実地研修実施方法書等については、別添参考例を参考に作成すること。
- ・既に「登録特定行為事業者」として登録している事業者については、重複する書類について（上記②、③、④、⑦、⑨、⑩、⑪）、今回の登録申請にあたり変更が生じなければ、提出を省略することは可能である。①、⑤、⑥、⑧、⑫～⑮の書類は、必ず提出すること。
- ・介護福祉士に対する実地研修修了証は、登録喀痰吸引等事業者において交付すること。
- ・実地研修修了証の交付状況については、修了者管理簿（参考様式8）で管理し、定期的（翌年度4月末まで）に県に報告すること。